

令和 2 年 12 月 28 日現在

田村市事業者感染拡大防止補助金 Q&A

田村市事業者感染拡大防止補助金 Q&A

目次

Q.1	該当業種は全てという認識でよいのか？	1
Q.2	新しく該当になった業種を営んでいるが 10 月 31 日以前に購入したものは対象になるか？	1
Q.3	以前から該当していた業種の場合は 10 月 31 日以前に購入したものも対象になるのか？	1
Q.4	11 月 1 日以降と 10 月 31 日以前に購入したものを申請する際には申請書類は 2 部作らなければいけないのか？	1
Q.5	改正前に対象外の業種は何か？	1
Q.6	改正前に対象外で、今回拡充した経費は何か？	1
Q.7	補助申請額の計算方法は？	2
Q.8	既に別の補助金を受けている経費について対象となるか？	3
参考 1	申請金額例	3
参考 2	対象経費例	4

Q.1 該当業種は全てという認識でよいのか？

A.1 はい。全業種を想定しております。

ただし、あくまでも感染拡大防止を目的としておりますので、各業態別感染防止ガイドラインに沿った事業継続向けに使用するものが対象であり、明らかに個人で使用するような経費は認められません。

Q.2 新しく該当になった業種を営んでいるが10月31日以前に購入したものは対象になるか？

A.2 新しく該当になった事業者については11月1日以降に購入したもののみが対象です。

11月1日以降に購入したものについては法人20万、個人10万の上限に達するまで何度も申請可能です。

Q.3 以前から該当していた業種の場合は10月31日以前に購入したのも対象になるのか？

A.3 はい。改正前の該当要件を満たしていれば申請可能です。

10月31日以前に購入したものについては改正前の該当要件を満たしている場合のみ申請可能です。補助金額も11月1日以降に購入したものはQ.2と同様ですが、それとは別に上限5万で申請可能です。

※申請書類は10月31日以前と11月1日以降で分ける必要があります。

Q.4 11月1日以降と10月31日以前に購入したものを申請する際には申請書類は2部作らなければいけないのか？

A.4 はい。ただし、重複する部分については省略可能です。

申請書や購入物の請求書、領収書等についてはそれぞれ提出が必要ですが、営業を証明する書類（営業許可書の写し、登記簿謄本の写し等）や滞納なし証明書等については1部でも可能とします。

Q.5 改正前に対象外の業種は何か？

A.5 建設業をはじめとした工事関係の業種、食品以外の製造業等です。

実際に該当になるかどうかなどは、商工課（0247-82-6677）までお問い合わせください。

Q.6 改正前に対象外で、今回拡充した経費は何か？

A.6 備品費の一部、役務費、委託費です。

備品費

今までは業種別感染防止ガイドラインに該当する製品のみとしていましたが、拡充後は大学等の研究、実証実験で新型コロナウイルス不活性化効果が認められる機器も対象としました。

例)

オゾン発生器：オゾンによる不活性化効果が認められたため対象とする。

ただし、効果が認められたオゾン濃度以上を発生可能な機器のみとなりますので、消臭目的の製品等は対象にならないものもあります。

消毒用の静電噴霧器は対象としますが、空間除菌をうたった商品については WHO や厚生労働省でも推奨しておらず、効果があることも証明されていないので**対象外**です。次亜塩素酸水の空間噴霧したものを吸い込むことは人体に有害であるため避けるように明記されておりますのでご注意ください

役務費

今までは役務費は、全て対象外でしたが、新たにキャッシュレス決済導入にかかる手数料等について対象としました。

委託費

飲食店において、新しい生活様式に対応するために業務形態をデリバリーに変更する場合などで新たに Web サイト、Web アプリの構築が必要となった場合等の委託費について対象としました。

新しい知見等により変更となる場合がありますので実際に該当になるかどうかなどは、商工課（0247-82-6677）までご相談ください。

参考：厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q.7 補助申請額の計算方法は？

A.7 購入経費の 2 分の 1 です。

申請経費の合計額の 2 分の 1 が補助金額となります。ただし上限は下記の通りです。

11 月 1 日以降に購入したもの

- ・法人：20 万円
- ・個人：10 万円

10 月 31 日以前に購入したもの（改正前の該当要件を満たす必要あり）

一律 5 万円

申請経費は**税抜額**で計算します。また、計算後に 1,000 円未満の端数が出た場合には切り捨てになりますのでご注意ください。

Q.8 既に別の補助金を受けている経費について対象となるか？

A.8 対象外です。

国、県、市等が交付する補助金、助成金についてすでに交付を受けている方、今後受ける予定がある方は対象外となります。ほかの補助金等を受けていること、本補助金交付後にほかの補助金等の交付を受けたことが明らかになった場合には、**返還を求める**等の対処を行うことがありますのでご注意ください。

参考1 申請金額例

① 個人事業者 改正前から対象業種であり、すでに2万円の補助を受けている。

- ・10月31日以前に購入したもの（改正前の該当要件を満たしている場合）は3万円まで追加で補助を受けることができます。
- ・11月1日以降に購入したものについては10万円を上限に補助を受けることができます。

② 法人事業者 改正前から対象業種であるが補助金の申請はしていない。

- ・10月31日以前に購入したもの（改正前の該当要件を満たしている場合）は5万円を上限に補助を受けることができます。
- ・11月1日以降に購入したものについては20万円を上限に補助を受けることができます。

③ 法人事業者 改正前から対象業種であり、すでに10月31日以前に購入したものとして2万円、11月1日以降に購入したものとして2万円の補助を受けている

- ・10月31日以前に購入したもの（改正前の該当要件を満たしている場合）は3万円まで追加で補助を受けることができます。
- ・11月1日以降に購入したものについては18万円まで追加で補助を受けることができます。

④ 個人事業者 改正前は対象業種ではない

- ・10月31日以前に購入したものについては全て対象外となります。
- ・11月1日以降に購入したものについては10万円を上限に補助を受けることができます。

参考 2 対象経費例

変更前

対象経費	例	備考
備品費	体温計、サーマルカメラ パーテーション フェイスシールド	空気清浄機等の家電は各ガイドラインに記載がないことや新型コロナウイルスに対する効果が限定的であるため対象外
原材料費	パーテーション等を作成するためのアクリル板、フィルム等	
工事及び修繕費	換気扇、通気口、窓、換気機能付きエアコン等の設置や修繕にかかる工事費用	厨房の換気扇等、感染症対策のためではないと考えられるものは対象外

11/1 以降追加分

対象経費	例	備考
備品費	- 新型コロナウイルス不活性化効果が大学等の研究機関や開発メーカーの実験で認められた機器 例) プラズマクラスターや消毒用のオゾン発生器等 - 消毒用静電噴霧器	フィルターを通すだけの空気清浄機や発生オゾン量が微量な消臭用のオゾン発生器は対象外
委託費	Web システム構築等	
役務費	キャッシュレス決済導入にかかる手数料等	